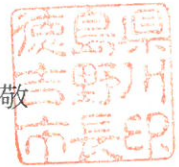




03吉総第224号  
令和3年7月7日

吉野川市監査委員 川真田 大作 様  
吉野川市監査委員 山 添 純 二 様

吉野川市長 原 井 敬



令和3年度随時監査の結果に係る指摘事項に対して講じた措置について（通知）

令和3年6月14日付け吉監査第41号で提出のありました件について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

令和3年度随時監査の結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
学校教育課	<p>1 契約・約款について</p> <p>(1) 契約の解除 納入遅れの原因が受注者の責めに帰すべきもので、契約書上、契約を解除することができるにも拘わらず、契約解除についての検討をしていなかった。</p> <p>(2) 納入期限の延長 納入遅れの原因が受注者の責めに帰すべきもので、約款上、納入期限の延長ができないにも拘わらず、納入期限変更の契約を締結していた。</p> <p>(3) 遅延違約金の徴収 納入遅れの原因が受注者の責めに帰すべきもので、約款上、納入期限の延長を行う場合は、遅延違約金の徴収が前提となるにも拘わらず、遅延違約金を徴収していなかった。</p>	<p>今回の指摘を受け、契約の解除及び納入期限の延長に関しては、契約書、約款等に則り、適正に行うよう改善してまいります。また、遅延違約金については、受注者に約款を示し、令和3年7月1日に収納されたところです。</p>
	<p>2 市財務規則について</p> <p>(1) 納入検査 当初の納入期限である4月8日に、鴨島第一中学校へ納入検査に行っていないかった。</p> <p>(2) 検査調書の作成 当初の納入期限である4月8日に遅延なく納入された大部分の教材について、納入検査調書を作成することなく、鴨島第一中学校と鴨島東中学校の教員に使用させていた。</p>	<p>納入検査及び検査調書の作成にあたっては、地方自治法、同法施行令、吉野川市財務規則等の規定に基づき、より適正な事務執行となるよう改善してまいります。</p>

<p>3 組織機能について</p> <p>(1) 支障の認識</p> <p>教材の納入遅れで授業に支障を来すため、担当教員が当該教材の使用を後ろの授業に回すなどして対応したが、監査の際、そのことによって授業に支障を来さないとは強弁した。</p> <p>(2) 上司への報告</p> <p>4月8日に受注者の発注ミスが判明し、4月13日に受注者から顛末明記の文書を提出させたが、そのことを上司に報告せず、受注者に何ら処分をしていなかった。</p>	<p>事務処理を主担当のみに任せることなく、複数担当制の意義を再確認いたしました。課長補佐等が業務の進行管理に努め、課内における報告、連絡及び相談の体制を強化することで、再発防止に努めてまいります。</p> <p>受注者への対応としましては、遅延違約金を徴収するよう指示し、措置を行ったところです。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 質疑答弁</p> <p>起案・決裁日に係る監査委員の質疑に対して、事実と異なる答弁を繰り返し行った。</p> <p>(2) 起案・決裁</p> <p>随時監査の実施を契機として、4月8日付け納入期限変更の起案・決裁を4月30日に、4月8日付け契約単価変更の起案・決裁を5月21日に、遡って作成した。</p>	<p>今回の質疑答弁についての指摘は、課内にて全員で共有し、再発防止を徹底いたしました。</p>